

建設コンサルタント業務発注への総合評価方式の導入について

国土交通省国土技術政策総合研究所	正会員	○重高 浩一
前国土交通省国土技術政策総合研究所	正会員	佐藤 志倫
国土交通省国土技術政策総合研究所	正会員	溝口 宏樹
国土交通省東北地方整備局		村上 和夫

1. はじめに

平成12年にまとめられた「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会（委員長：中村英夫武蔵工業大学教授）中間とりまとめ」において、業務内容に応じた適切な入札契約方式の選定に当たっては、「効用（利用者の満足度＝業務成果の品質）」が大きく「費用（業務費用）」が小さいことが、国民の最大の利益となることを踏まえ、受注者によって「効用」が変化する可能性がある業務については、「費用」を一定として評価する方式、あるいは「費用」と「効用」の総合評価による方式がふさわしいとされた。このうち前者については、プロポーザル方式（高い知識又は構想力・応用力が必要とされる業務について、技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者を特定し、随意契約を行う方式）がその後普及し、相当程度の活用がなされつつある。一方後者については、実施事例がほとんど無い状況のままである。

また、平成17年に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において、調査・設計の契約に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要であるとされた。

これらを背景として、平成18年に東北地方整備局で、国土交通省直轄事業の建設コンサルタント業務で唯一の総合評価方式による業務発注が行われた。本稿では、その入札結果を用いて、近年の低価格入札の発生状況を踏まえたシミュレーションなどを行い、総合評価方式による業務発注における留意点を整理した。

2. 総合評価方式による発注の概要及び入札結果

(1) 総合評価の方法

総合評価方式により発注された業務は、鋼3径間連続鈑桁橋の詳細設計業務である。以下の算出方法による総合評価点が最も高い入札者を落札者とする方式が用いられた。

総合評価点＝価格点＋技術点

価格点：技術点＝1：1

価格点＝60×(1-入札価格/予定価格)

技術点 60点満点（表－1）

(2) 入札結果

技術点で第4位、価格点で第1位（入札率70.1%の最低価格入札）のA社が、技術点で第1位のB社との技術点差8点を価格点で逆転し、落札する結果となった（図－2）。

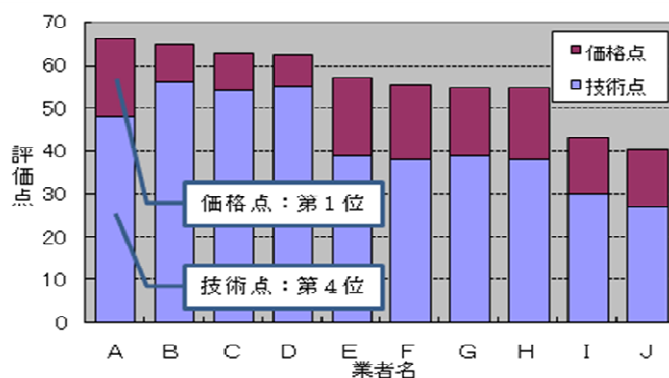
3. 入札結果を踏まえたシミュレーション

(1) 価格点：技術点＝1：2とした場合の分析結果

技術点を120点満点に引き延ばし、より技術力を

予定管理技術者の技術力		20点
技術者資格		5点
過去5年間の同種又は類似業務の実績		5点
過去3年間に担当した東北地方整備局発注業務の成績		5点
手持ち業務金額及び件数		5点
業務計画の適切性		40点
業務内容の理解度		10点
実施方針の妥当性		10点
提案内容の妥当性・的確性		15点
提案内容の独創性・実現性		5点

表－1 技術点の評価項目、配点



図－2 総合評価方式入札結果

キーワード 建設コンサルタント業務、入札契約方式、総合評価、品質確保

連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地 建設マネジメント技術研究室 TEL 029-864-7462

重視した総合評価を行った場合は、技術点が1位のB社が落札することとなる(図-3)。

このことから、より技術力を重視する必要がある場合、すなわち高い知識又は構想力・応用力を評価することで質の高い業務成果が得られる可能性が高い場合には、価格点：技術点＝1：2以上とすることが望ましい。

(2) 低価格入札の発生状況を踏まえた分析結果

平成17年度の8地方整備局における土木関係建設コンサルタント業務の入札結果では、落札率40%以下の業務が2.4%(3,187件中75件)と無視できない割合で発生していることを踏まえ、技術的に劣る社が過度に低い価格で入札した場合として、I社、J社が入札率40%の価格で入札した結果のシミュレーションを行った。この場合、価格点：技術点＝1：1の場合は技術点9位のI社が落札することとなるが、技術点：価格点＝1：2とした場合は技術点1位のB社が落札することとなる(表-4)。

以上のことから、価格点：技術点＝1：1で総合評価を実施する場合は、過度の低価格入札を誘発する可能性があることに留意する必要がある。また、より技術力を重視する必要がある場合には、価格点：技術点＝1：2以上とすることが望ましい。

4. 評価項目の配点に関する分析結果

総合評価方式実施結果では、技術者資格、同種・類似業務の実績、業務の理解度といった評価項目は、応札企業のほとんどが満点を獲得しており、技術点の差が付きにくいことが明らかとなった。逆に、業務成績、手持ち業務金額及び件数、並びに技術提案部分は差がつく結果となった。

以上のことから、より技術力を重視する必要がある場合は、技術点の評価項目の個々の配点の設定に当たっては、業務成績、技術提案のように、技術力に係る差が付きやすい項目の配点を大きくするなどの配慮が必要である(図-5)。

5. おわりに

本分析結果は、「設計コンサルタント業務成果等の向上に関する懇談会(委員長：小澤一雅東京大学教授)第3回懇談会」の資料に反映され(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/koukai/consal/>)、その議論を受けて平成19年度に実施予定の十数件の総合評価方式による業務発注において参考とされる予定である。

今後は、平成19年度の入札結果についても分析を加えることにより、総合評価方式の本格的な導入に向けた研究を進め、総合評価方式による発注手続のマニュアル類の作成を行う予定である。

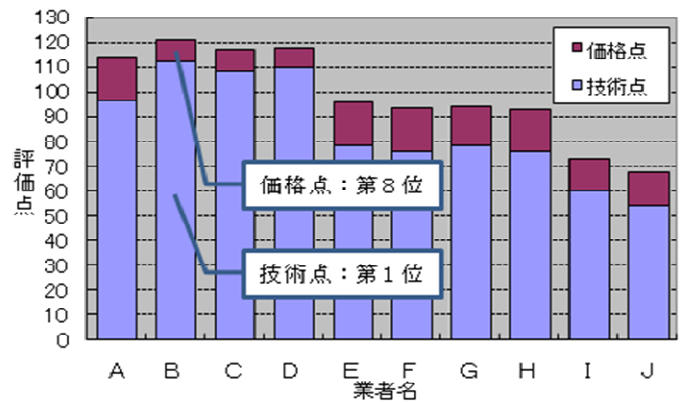


図-3 価格点：技術点＝1：2とした場合

業者	技術点 (60点満点)	入札価格(千円) ()内は入札率	価格:技術=1:1 総合点 順位	価格:技術=1:2 総合点 順位
A	48	18,900 (70.1)	66.0 2	114.0 4
B	56	23,000 (85.2)	64.9 3	120.9 1
C	54	23,100 (85.6)	62.6 5	116.6 3
D	55	23,700 (87.8)	62.3 6	117.3 2
E	39	19,000 (70.4)	56.7 7	95.7 6
F	38	19,200 (71.2)	55.3 8	93.3 8
G	39	19,900 (73.8)	54.7 9	93.7 7
H	38	19,500 (72.3)	54.6 10	92.6 9
I	30	10,792 (40.0)	66.0 1	96.0 5
J	27	10,792 (40.0)	63.0 4	90.0 10

表-4 技術的に劣る社が低価格入札した場合

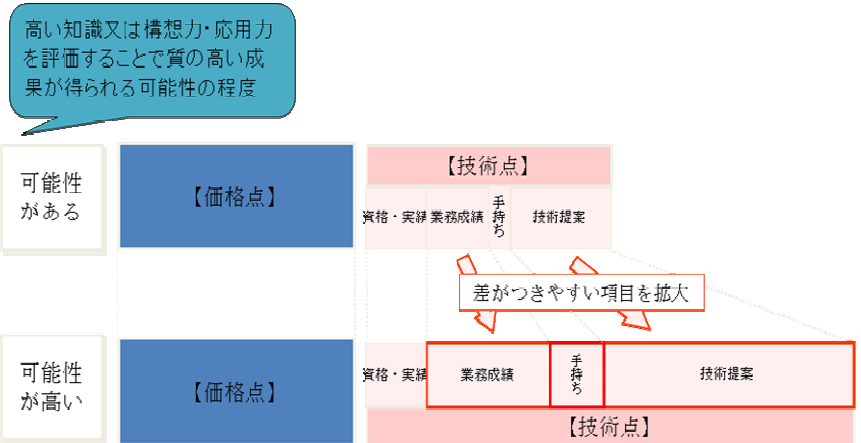


図-5 評価項目の配点割合に対する配慮